

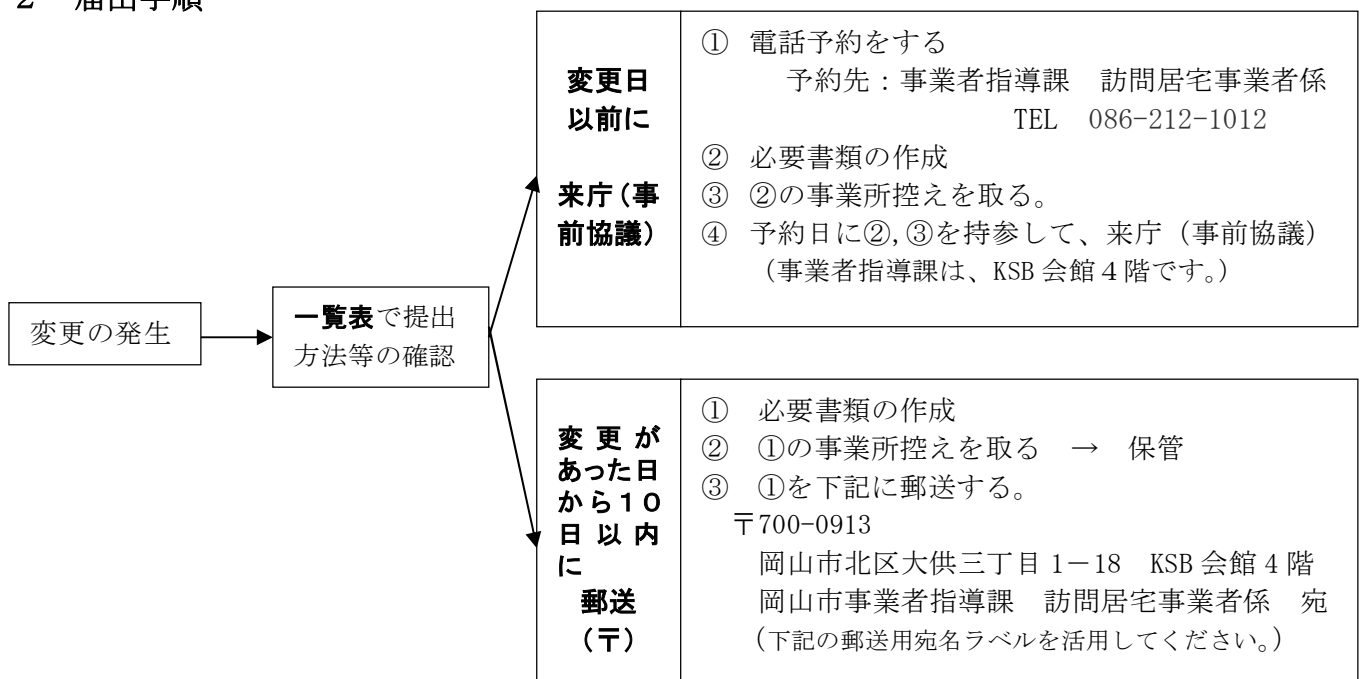
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 事業者指導課 訪問居宅事業者係 宛

<変更届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課へ1部提出してください。

※遅延理由書の添付は不要となりました。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。

◆**変更事項3、4、5について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。**ただし、同一サービス（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）に限ります。

変更の届出が必要な事項	提出書類
1 事業所の名称 【関連項目】 登記事項等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	① 変更届（様式第4号） ②付表11 ③変更後の運営規程
2 事業所の所在地 【関連項目】 登記事項等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。	※事前協議が必要 ① 変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表11 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧ 建築物関連法令協議記録報告書
3 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。	① 変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書の写し（原本証明が必要）を添付。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書等 ③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。
5 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書の写し（原本証明が必要）を添付。
6 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付又は印刷すること。 ④設備・備品等の写真
7 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所	①変更届（様式第4号） ②付表11 ③資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ④管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑤雇用契約書又は辞令等の写し ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑦誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※管理者の住所変更のみの場合は③～⑦は不要。 管理者の改姓の場合は、改姓後の資格証もしくは改姓後の免許証等の写し。④～⑦は不要。
8 福祉用具の保管及び消毒の方法	①変更届（様式第4号） ②福祉用具の保管及び消毒の方法を記載した書面 ③事業所の平面図 ④専用施設の写真（保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。
9 保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、委託契約の内容	①変更届（様式第4号） ②委託契約書の写し ※保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合に必要。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
10 運営規程	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。</p> <p>②付表11 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。</p> <p>③変更後の運営規程</p> <p>【営業日・営業時間の変更の場合】</p> <p>④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。</p>

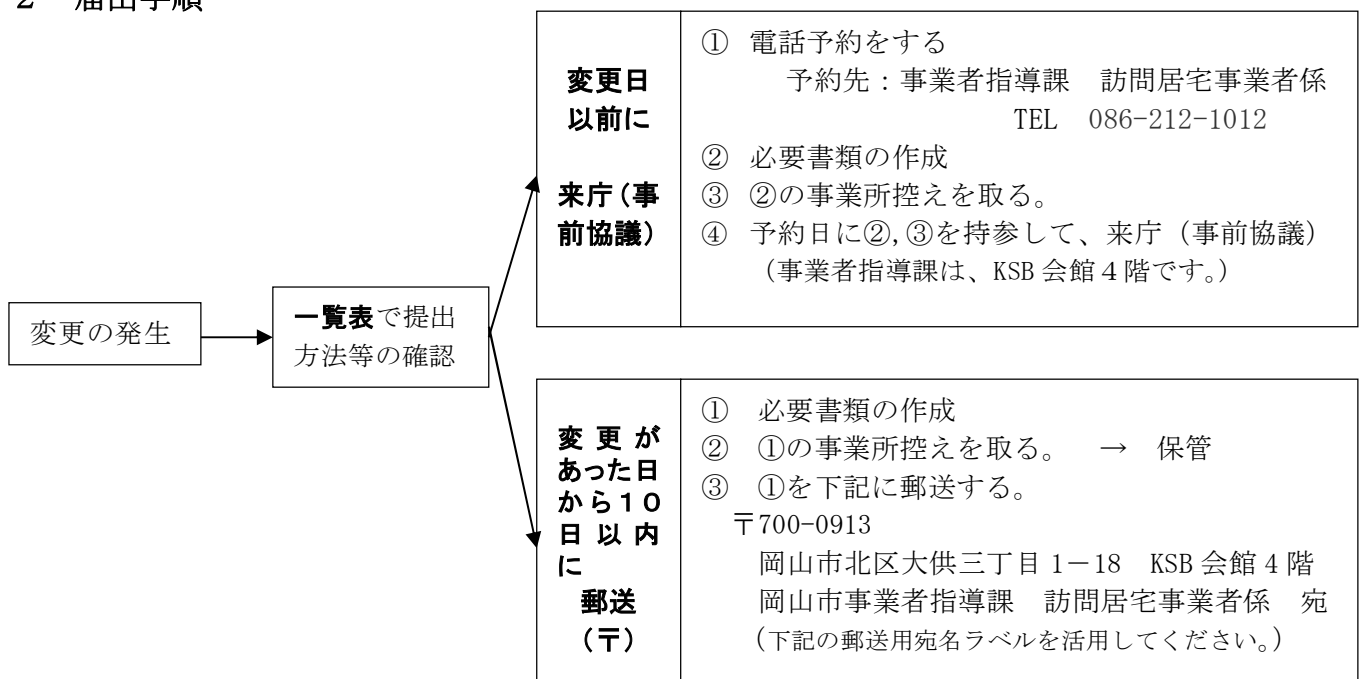
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

〒 700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 事業者指導課 訪問居宅事業者係 宛

<変更届 ()在中>

↑

サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課へ1部提出してください。

※遅延理由書の添付は不要となりました。

- ◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。
- ◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。
- ◆**変更事項3、4、5について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。**ただし、同一サービス（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）に限ります。

変更の届出が必要な事項	提出書類
1 事業所の名称 【関連項目】 登記事項等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	① 変更届（様式第4号） ②付表12 ③変更後の運営規程
2 事業所の所在地 【関連項目】 登記事項等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。	※事前協議が必要 ① 変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表12 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、A4用紙に貼付又は印刷すること ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧ 建築物関連法令協議記録報告書
3 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。	① 変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書の写し（原本証明が必要）を添付。
4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書 ③ 誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
5 申請者の登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに 限る)	①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書の写し（原本証明が必要）を添付。
6 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと ④設備・備品等の写真
7 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所	①変更届（様式第4号） ②付表12 ③資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ④管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑤雇用契約書又は辞令等の写し ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑦誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は③～⑦は不要。 管理者の改姓の場合は、改姓後の資格証もしくは改姓後の免許証等の写し。④～⑦は不要。
8 運営規程	①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表12 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程 【営業日・営業時間の変更の場合】 ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

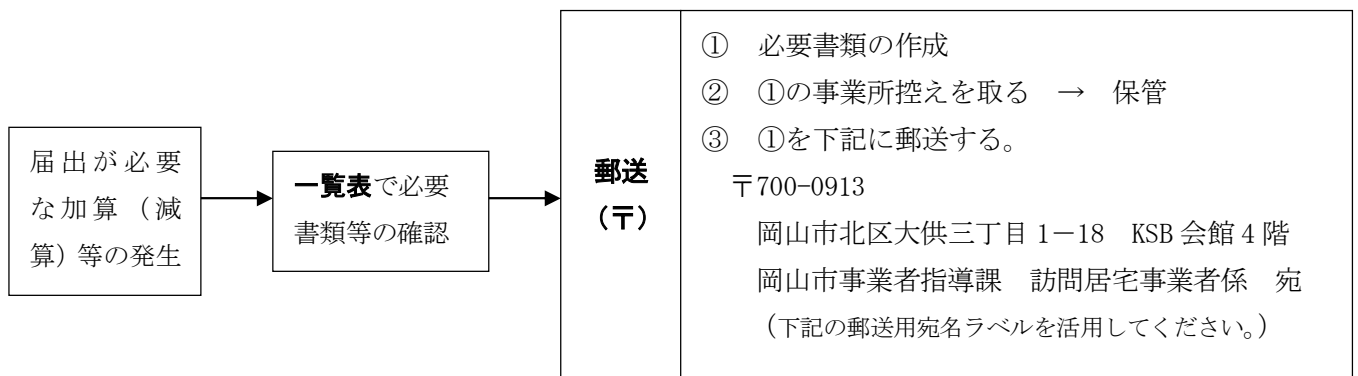
2 届出時期

算定開始月の前月 15 日（閉庁日の場合は翌開庁日）が締切りです。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913
 岡山市北区大供三丁目 1-18 KSB 会館 4 階
 岡山市 事業者指導課 訪問居宅事業者係 宛
 <体制届（ ）在中>

サービスの種類を記載してください。

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出（福祉用具貸与）

次の内容の加算を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
特別地域加算	<p>①変更届（様式第4号）</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</p> <p>※対象地域に事業所が所在していること。</p> <p>【岡山市における対象地域】 離島振興対策地域・・・犬島 振興山村・・・旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉）、 旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉）、 旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉）、 旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）</p>
中山間地域等における小規模事業所加算	<p>中山間地域等における小規模事業所加算は、「地域に関する状況」と「規模に関する状況」の両方が要件に該当しないと算定できません。</p> <p><u>※平成30年4月1日現在、岡山市に所在する事業所は、地域区分が7級地のため、「地域に関する状況」の要件に該当せず、当該加算の対象となりません。</u></p>
加算の取下げ	<p>①変更届（様式第4号）</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）</p>

- ※1 加算の取下げとは、事業所として加算の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算の追加・取下げの場合、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 その他、確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について
計6枚（本紙を除く）

Vol.846

令和2年6月12日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

事務連絡
令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和2年度及び令和3年度以降の福祉用具の全国平均貸与価格
及び貸与価格の上限の取扱い

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限（以下「上限価格等」という。）を設けており、設定された上限価格等については、施行後の実態も踏まえつつ、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしておりましたが、第177回社会保障審議会介護給付費分科会において、他サービスと同様、3年に1度の頻度で見直しを行うことといたしました。

そのため、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すことといたします。

また、新商品については、これまでどおり3ヶ月に1度の頻度で上限価格等を設けることとしますが、令和2年7月以降貸与分、10月以降貸与分及び令和3年1月以降貸与分として上限価格等を設ける商品については、次回の見直しは、令和6年4月貸与分から適用する価格において行うこととします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

老高発0612第1号
令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

標記については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日付け老高発0322第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき実施されているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について 新旧対照表

改 正	現 行
<p>老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日</p> <p>各都道府県介護保険主管部（局）長あて</p> <p>厚生労働省老健局高齢者支援課長通知</p> <p>福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生労働省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日</p> <p>各都道府県介護保険主管部（局）長あて</p> <p>厚生労働省老健局高齢者支援課長通知</p> <p>福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生労働省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>

改	現	行
<p>記</p> <p>1 基準の性格 基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>2 運用に当たったの留意事項 （1）商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（<u>以下「上限設定等」という。</u>）については、平成30年10月から適用する。<u>なお、新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。</u> （2）<u>上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。</u> （3）<u>上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となつたことがある商品について適用する。</u> （4）（1）から（3）<u>まで</u>については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。</p>	<p>記</p> <p>1 基準の性格 基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>2 運用に当たったの留意事項 （1）商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については、平成30年10月から適用する。<u>平成31年度以降、新商品についても、3月に1度の頻度で同様の取扱いとする。</u> （2）<u>公表された全国平均貸与価格及び設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行う。</u> （3）<u>全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定</u>を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となつたことがある商品について適用する。 （4）（1）から（3）については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。</p>	

老高発 0332 第 1 号
平成 30 年 3 月 22 日
最終改正 老高発 0612 第 1 号
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県介護保険主管部（局）長あて

厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成 18 年厚生労働省告示第 165 号)の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」(以下「基準」という。)については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基準の性格

基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額(以下「貸与価格の上限」という。)を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

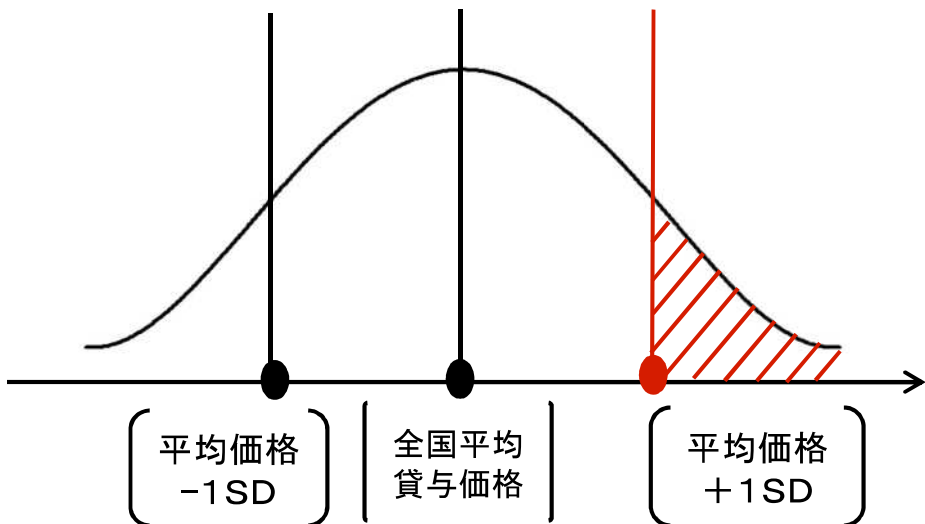
- (1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)については、平成 30 年 10 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。
- (2) 上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。

- (3) 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。
- (4) (1) から (3) までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和2年7月	61 (新商品)	令和3年1月
令和2年10月	3,449 (見直し+新商品)	令和3年4月
令和3年1月	52 (新商品)	令和3年7月
令和3年4月	60 (新商品)	令和3年10月

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護ベッドに関する注意喚起について（依頼）
計 11 枚（本紙を除く）

Vol.883

令和2年10月19日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948)
FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和2年10月19日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護ベッドに関する注意喚起について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、消費者庁から別添のとおり「介護ベッドに関する注意喚起について（依頼）」（令和2年10月12日付け消安全360号消費者庁消費者安全課長通知）が発出されました。

令和2年9月16日消費者庁プレスリリース資料「介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意—毎年死亡事故が発生しています—」（参考資料2参照）のとおり、介護ベッドは使用方法により重大事故につながる可能性があります。

つきましては、介護ベッドを安全に御使用いただくため、別添の内容について、十分御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業所等に対する周知等をお願い致します。

以上

<添付資料>

○別添

「介護ベッドに関する注意喚起について（依頼）」（令和2年10月12日消安全第360号消費者庁消費者安全課長通知）

○参考資料 1

「介護ベッドに関する注意喚起（依頼）」（令和 2 年消安全第 326 号消費者庁消費者安全課長通知）

○参考資料 2

令和 2 年 9 月 16 日消費者庁プレスリリース資料「介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意—毎年死亡事故が発生しています—」

<参考情報>

○消費者庁

重大製品事故に関する公表資料・介護ベッド用手すりについての注意喚起等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2020/

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020529/>

○政府広報オンライン

ここにご注意！高齢者の製品事故 不注意や誤使用で思わぬ事故に。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201409/3.html>

○医療・介護ベッド安全普及協議会

安全対策に関するパンフレット、医療・介護ベッド安全点検チェック表を公表しています。

<http://www.bed-anzen.org/>

○独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

平成 30 年 9 月 13 日（木）

安全な暮らしを高齢者と共に ～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs180913.html>

消 安 全 360 号
令和 2 年 10 月 12 日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長 殿

消費者庁 消費者安全課長
(公 印 省 略)

介護ベッドに関する注意喚起について (依頼)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

消費者庁では、9月16日付けで、消費者に向けた注意喚起「介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意ー毎年死亡事故が発生していますー」の公表を行いました。関連して、同日に「消費者庁 Twitter」、「消費者庁 Facebook」でも発信し、消安全第 326 号「介護ベッドに関する注意喚起 (依頼)」(消費者庁消費者安全課長通知)により、都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長宛てに周知を依頼しました。

貴省におかれましても、関係機関等へ御周知くださいますようお願いいたします。

以上

参考資料 1 : 消安全第 326 号「介護ベッドに関する注意喚起 (依頼)」(消費者庁消費者安全課長通知)

参考資料 2 : 令和 2 年 9 月 16 日消費者庁プレスリリース資料「介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意ー毎年死亡事故が発生していますー」

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 朝倉、睦門

TEL : 03-3507-9137 (直通)

消 安 全 第 326 号
令和 2 年 9 月 16 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

介護ベッドに関する注意喚起について（依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、別添により消費者に向けた注意喚起「介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意ー毎年死亡事故が発生していますー」の公表を行いました。関連して、同日に「消費者庁 Twitter」、「消費者庁 Facebook」でも発信しました。

各地方公共団体におかれましては、別添資料を御活用いただき、管内の消費者に対する周知・啓発に御協力をお願いいたします。

なお、本通知の内容につきましては、管内の市区町村へ御周知くださいますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 朝倉、睦門（むつかど）

TEL : 03-3507-9137（直通）

令和 2 年 9 月 16 日

介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意 ー毎年死亡事故が発生していますー

高齢者が介護ベッドと柵や手すりとの間に首を挟んで死亡する事故が毎年発生しています。介護ベッドを利用される方は、以下の点を再度確認し、事故を防ぎましょう。

1. 隙間に注意！

- ベッドや手すりの組合せによっては、隙間が大きくなり、頭や首、手足が入り込みます。隙間を埋める対応品、全体を覆うカバーやクッションなどで隙間を埋めて使用しましょう。
- 平成 21 年に JIS が改正され、ベッド用手すりの隙間の見直しなどが行われています。古いベッドをお使いの方は特に注意しましょう。

2. 転倒に注意！

- ベッド周りは常に整理整頓し、利用者が無理な姿勢を取っていないか確認しましょう。

3. ベッド操作に注意！

- 電動ベッドにより、ベッドと床との間や手すりマットレスの間に挟まる事故も発生しています。手元スイッチは安全な場所に置き、利用者の手足の位置を確認してから動かしましょう。

1. 介護ベッドの柵及び手すりについて

在宅介護のため、家庭で介護ベッドを利用する方も多いのではないのでしょうか。介護ベッドは、ベッドの高さを調節する機能や、背上げ、膝上げ機能があり、ベッド用の柵及び手すり（以下、「手すり等」という。）を取り付けることができるものを言います。医療・介護用ベッドの国内生産台数は近年 20 万台付近で推移しており、また、介護保険における介護ベッド及び手すり等付属品貸与の給付件数は平成 19 年以降、増加傾向にあります（図 1）¹。

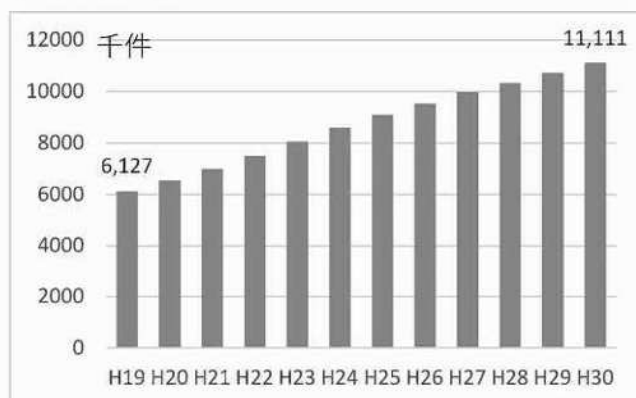
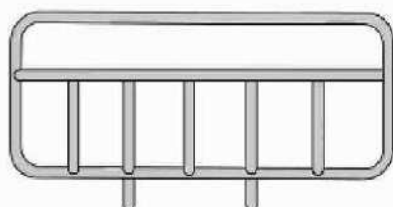
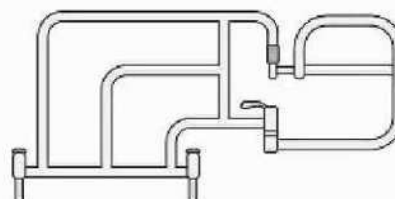


図 1 介護保険における介護ベッド貸与の給付件数

柵（サイドレール）は、ベッドを使用者の転落や寝具の落下を防止するため、また、手すり（ベッド用グリップ）は、ベッド上での起き上がりやベッドからの立ち上がりなどの動作を補助するため、様々なタイプが使用されています。



柵【サイドレール】



手すり【ベッド用グリップ】

¹ 厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）」特殊寝台の給付件数（各年 5 月～4 月の審査分）より

2. 消費者事故等の件数

消費者庁の事故情報データベース²には、平成27年1月から令和2年7月末までの約5年間に、介護ベッドの手すり等に関する事故が36件寄せられました。そのうち21件が死亡事故、11件が治療期間1か月以上の事故でした。毎年5件程度、死亡事故又は1か月以上の重傷事故が発生しています（図2）。

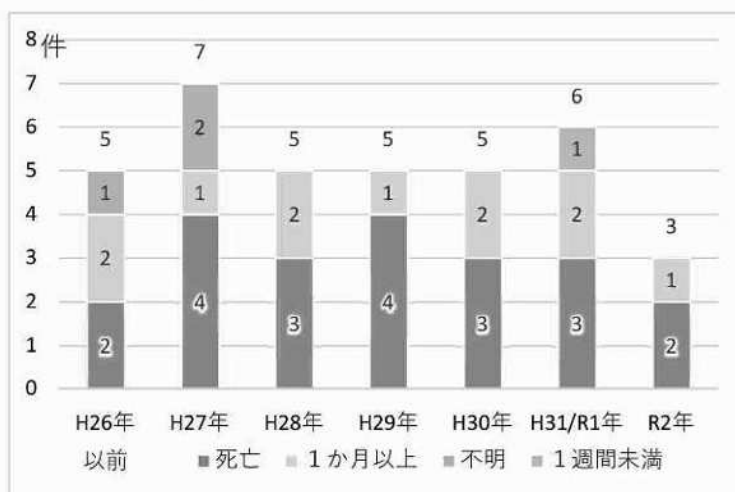


図2 介護ベッドの手すり等に挟まれる事故

事故の状況と傷害部位別では、手すり等とベッドの間に挟まる事故が最も多く、次に手すり等の隙間に腕が挟まる事故が多く発生していました。ベッドと床の間に挟まる事故、手すり等とマットレスの間に挟まる事故等、ベッド操作に伴う事故も多く発生しています（図3、4）。

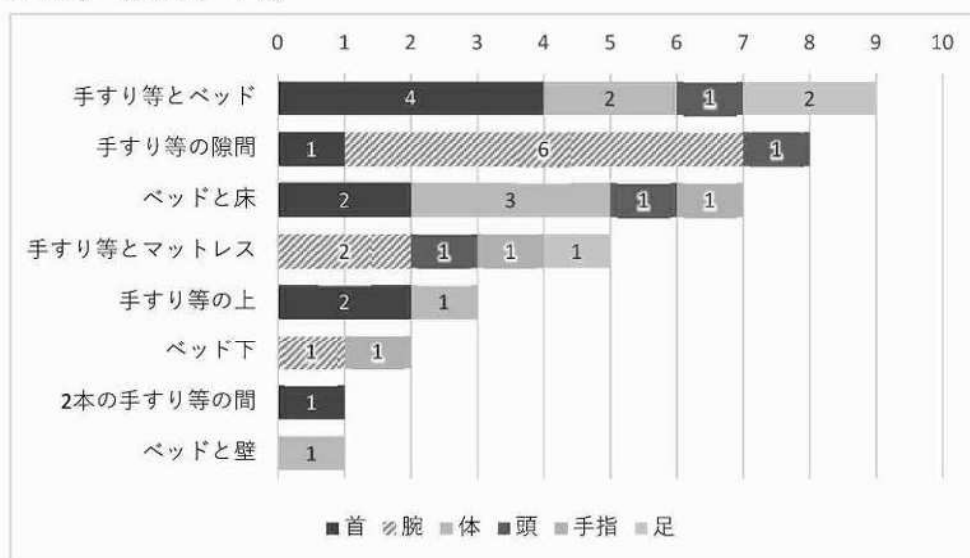
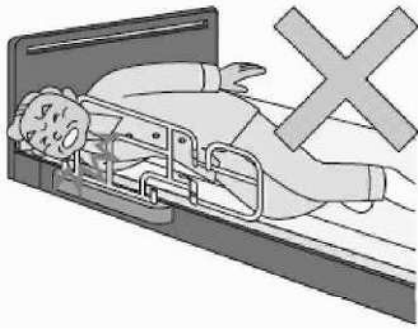
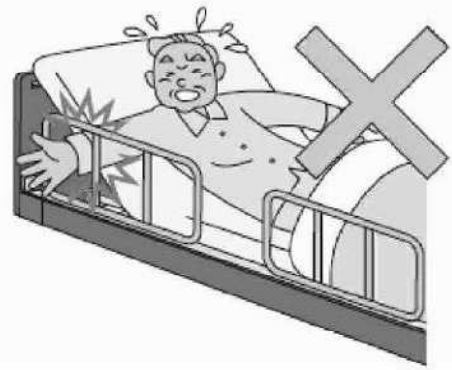


図3 事故が発生した状況と傷害を受けた部位

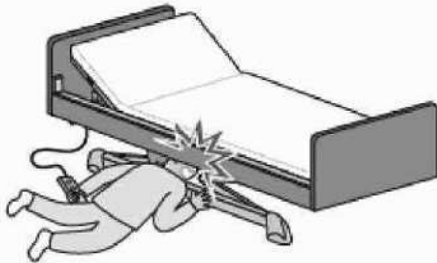
² 「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携して運用しているデータ収集・情報提供システム（平成22年4月運用開始）です。なお、事実関係及び因果関係が必ずしも確認されていない事例を含みます。



手すり等とベッドの隙間に挟まる事故



手すり等の隙間に挟まる事故



ベッドと床に挟まれる事故



手すり等とマットレスに挟まれる事故

図4 介護ベッド及び手すり等の隙間に挟まれる事故³

また、介護ベッドの手すり等とは別に置き型手すり（図5）やポータブルトイレの手すりに関する事故情報が9件寄せられ、死亡事故が1件発生していました。



図5 置き型手すり

3. 事故情報データベースにおける事故事例

【事例1】

（手すりとベッドの隙間に挟まる事例）

施設で使用者が介護ベッド用手すり（図5）と介護ベッドの間にけい部が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。

（平成30年10月発生、80歳代、女性）

³ 図は、医療・介護ベッド安全普及協議会「電動介護ベッドハンドブック」「続 医療・介護ベッドここが危ない！！」「ベッド柵類ではさまれについてのご注意」から
<http://www.bed-anzen.org/use/anzen.html> <http://www.bed-anzen.org/use/> <http://www.bed-anzen.org/use/tyuui.html>

【事例2】

(手すり自体の隙間に挟まる事例)

介護ベッド用手すりの隙間に右腕が挟まった状態で発見され、負傷していた。

(令和元年12月発生、50歳代、男性)

【事例3】

(手すりとマットレスの隙間に挟まる事例)

家族が昇降機能のある介護ベッドのスイッチを操作したところ、使用者の右腕が介護ベッド用手すりと介護ベッドのマットレスの隙間に挟まり、負傷した。

(平成29年8月発生、90歳代)

【事例4】

(ベッド下のフレーム等の隙間に挟まる事例)

使用中の介護用ベッドの下部にあるフレーム等の隙間に腕が挟まり動けない状態で長時間経過したところを発見された後、搬送先の病院で挫滅症候群による多臓器不全により死亡。

(令和元年12月発生、80歳代、女性)

【事例5】

(ポータブルトイレの手すりに挟まる事例)

使用者がポータブルトイレの手すり枠に頭部が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。



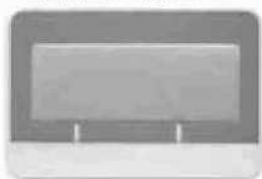
(令和元年5月発生、90歳代、男性)

4. 事故を防ぐために

1. 隙間に注意！

- ベッドや手すり（サイドレール）の組合せによっては、隙間が大きくなり、頭や首、手足が入り込みます。隙間を埋める対応品、全体を覆うカバーやクッションなどで隙間を埋めて使用しましょう。

サイドレールカバー



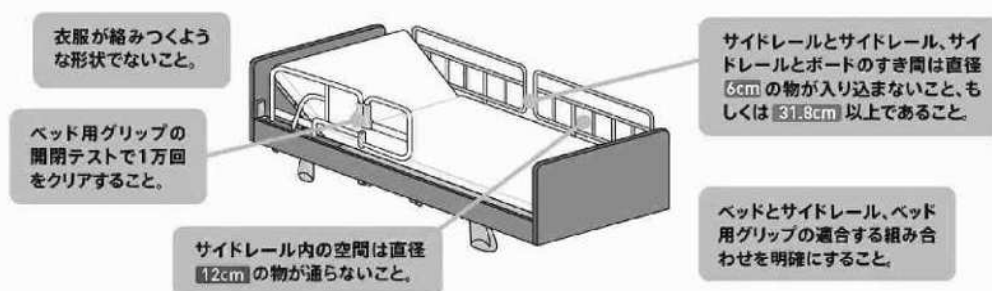
スペーサー



ベッド用グリップカバー



- 平成 21 年に JIS が改正され、ベッド用手すりの隙間の見直しなどが行われています。古いベッドをお使いの方は特に注意しましょう。



項目の代表例 (JIS規格文を要約しています)



【JISマーク表示例】

JIS マークはその製品が一定の品質や性能を確保していることを証明するものですが、使い方を誤ると事故が発生してしまいます。取扱説明書をよく読んで使用しましょう。

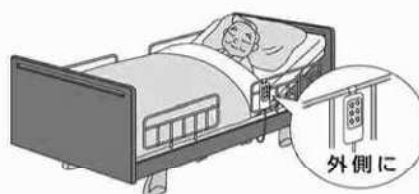
2. 転倒に注意！

- ベッド周りは常に整理整頓し、利用者が無理な姿勢を取っていないか確認しましょう。その際、電源コードの上に重いものが置いてあると、断線し火災の原因になることがあります。使用しないときはプラグを抜いて、ホコリ等がたまっていないか確認しましょう。



3. ベッド操作に注意！

- 電動ベッドのリモコンがベッド下に落ちてしまい、取ろうとしてベッドと床との間に挟まる事故や、背上げや膝上げの際、使用者の腕や足がベッドからはみ出たために、手すり等とマットレスの間に挟まる事故が発生しています。手元スイッチは安全な場所に置き、利用者の手足の位置を確認してから動かしましょう。



<参考情報>

○消費者庁

重大製品事故に関する公表資料・介護ベッド用手すりについての注意喚起等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2020/

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020529/>

○政府広報オンライン

ここにご注意！高齢者の製品事故 不注意や誤使用で思わぬ事故に。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201409/3.html>

○医療・介護ベッド安全普及協議会

安全対策に関するパンフレット、医療・介護ベッド安全点検チェック表を公表しています。

<http://www.bed-anzen.org/>

○独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

平成 30 年 9 月 13 日（木）

安全な暮らしを高齢者と共に ～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs180913.html>



さくに腕が挟まれた事故の再現映像

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

事務連絡
令和3年3月5日

都道府県
各指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、これまで消費者庁から報告された福祉用具に関する重大事故の注意喚起を行ってきたところです。

また、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきである。」とされたところです。

今後、福祉用具の事故等に関する取組について検討を進めていくこととなりますが、引き続き、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行ってまいりますので、都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

(参考)

以下のリンク先に掲載されている消費生活用製品の重大製品事故情報のうち、福祉用具に係る事故について情報提供を行います。

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

岡山市保健福祉局 事業者指導課 宛
FAX番号：086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、
お知らせします。

記

法人名 _____

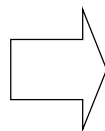
事業所名 _____

介護保険事業所番号 _____

旧番号

新番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	



電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	

【質問票】

令和 年 月 日 岡山市事業者指導課訪問居宅事業者係あて Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別		事業所番号	33
所在地			
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			